

太田川上流漁業協同組合内水共第21号及び内水共第22号 第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、太田川上流漁業協同組合（以下「組合」という）の有する内水共第21号及び内水共第22号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、ますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、ころがし、抄網、うなぎかご及びつけ針による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、ころがし、抄網、うなぎかご及びつけ針による遊漁の場合は、第10条に規定にする場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により、当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法・漁場の制限)

- 第3条 次の漁具、漁法による遊漁はしてはならない。
- (1) ほこ又はやすを用いた遊漁
- (2) 潜水（素潜りを含む。）による遊漁
- 2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、イ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

| ア漁具・漁法 | イ期間 |
|--------|--------------------------------|
| ころがし | 6月1日～11月30日までの期間内で組合が定めて公示した期間 |

- 3 釣り大会のため、漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。ただし、この場合には、公示するものとする。
- 4 前項の公示は、この組合及び第6条第3項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の期間内で行わなければならない。

| ア魚種 | イ期間 |
|-----|---------------------------------|
| あゆ | 6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示した期間 |
| うなぎ | 4月1日から10月31日まで |
| ます | 3月1日から8月31日までの期間内で組合が定めて公示した期間 |

- 2 前項の公示は、この組合及び第6条第3項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域内においては、イ欄の漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間中はしてはならない。

| ア 区 域 | イ 漁 法 | ウ 期 間 |
|--|--------------------------|----------------|
| 滝山井堰から大平橋上流 右左岸370mまで | 水眼、ころがし、抄網 (にごりがけ)、舟釣 | あゆ解禁日から9月8日まで |
| 大平橋上流右左岸370 mから上流堤体左岸上流 500m(網場)地点と右 岸安芸太田町大字加計字 高果(自然生態公園)先端 を結んだ線まで | すべての漁具、漁法 | 1月1日から12月31日まで |
| 滝山川堰堤から滝山井堰 まで | すべての漁具、漁法 | 1月1日から12月31日まで |

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次に掲げる額に消費税を加算した額(100円未満の端数は切り捨て)とする。

ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、同号に掲げる額の2分の1に相当する額とするが、あゆを除く遊漁については、小学生以下を無料とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、同号に掲げる額に500円を加算した額とする。

(1) 手釣、竿釣、ころがし、抄網、うなぎかご及びつけ針による遊漁の場合

| 魚 種 | 漁 具 、 漁 法 | 遊 漁 料 (税 抜) | |
|------|---------------------|---------------|------------|
| あ ゆ | 手釣、竿釣、ころがし | 日券 3,000円 | 年券 10,000円 |
| | 抄網(にごりがけ) | | 年券 3,000円 |
| こ い | 手釣、竿釣 | 日券 1,000円 | 年券 3,000円 |
| う なぎ | 手釣、竿釣、うなぎかご、 つけ針 | 日券 1,000円 | 年券 3,000円 |
| ま す | 手釣、竿釣 | 日券 1,000円 | 年券 3,000円 |

(2) その他の場合

| 魚 種 | 漁 具 、 漁 法 | 遊 漁 料 (税 抜) | |
|-----|------------------------|---------------|------------|
| あ ゆ | 舟釣、水眼 (ほこ・やすの使用を除く) | 1日 3,000円 | 1年 11,000円 |

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額と同額又はより低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

ただし、手釣、竿釣、ころがし、抄網、うなぎかご及びつけ針による遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる

| | 納付場所 | 住 所 | 電話番号 |
|-----|--------------|--------------------|--------------|
| (1) | 太田川上流漁業協同組合 | 山県郡安芸太田町大字加計801番地1 | 0826-22-2290 |
| (2) | その他組合が指定する場所 | | |

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁する場合、川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

(別記) (様式第1号)

遊漁承認証

| 表 | | 裏 |
|----------------|-----------------------------|----------------------------------|
| No. _____ | | 注意事項 |
| 遊漁承認証 | | |
| 下記のとおり遊漁を承認します | | |
| 記 | | |
| 遊 漁 者 | (住所) (氏名) 生年月日 (年令 才) | |
| 承認期間 | | |
| 魚 種 | | |
| 漁具・漁法 | | |
| 遊漁区域 | | |
| 遊漁料 | | |
| 発行者 | | |
| 太田川上流漁業協同組合 ㊤ | | |
| | | 1 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。 |
| | | 2 漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。 |
| | | 3 危険な場所での遊漁や、危険な行為はしないこと。 |
| | | 4 遊漁に際しての事故については、組合は関知しない。 |

(様式第2号)

漁場監視員証

| 表 | 裏 |
|-----------------------------|------------------------------------|
| No. _____ | 注意事項 |
| 漁場監視員証 | |
| 下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。 | |
| 氏名 _____ (年令) | |
| 有効期間 | |
| 発行者 | |
| 太田川上流漁業協同組合 ㊤ | |
| | 1 遊漁者には親切にすること |
| | 2 違反者を発見した場合は、すみやかに住所氏名を組合に報告すること。 |